

保護者の皆さまへ

保育施設の利用について

保育施設は、保育の必要性が認められた期間内において、ご利用いただける施設です。

入所後の一定期間は、お子様の急な環境変化の緩和などのために保育時間を短縮する（慣らし保育を行う）場合がありますので、あらかじめ就労先と調整していただくなど、ご対応をお願いします。

また、育児休業から復職した場合や、内定先にて就労を開始した場合は、復職又は就労開始後の就労状況についての届出が必要となりますので、復職又は就労開始後 1 か月以内に、就労証明書又は入所理由証明書（いずれも本市HPに掲載）を、保育幼稚園グループまでご提出ください。

退所となる場合

保育の必要な事由に該当しなくなった場合や、入所申込みにあたって虚偽の申込みを行い、それが判明した場合は、退所していただくこととなります。

市外に転出された場合も、原則、退所していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、市外に転出される可能性が生じた場合は、事前に保育幼稚園グループまでご連絡ください。

各種手続きについて

就労状況や世帯状況などに変化がある場合には、必ず手続きをしていただく必要があります。詳しくは、別紙の「入所後の各種手続きについて」を、必ずご確認ください。

利用者負担額（保育料）について

0 歳児～2 歳児（クラス年令）のお子様に係る利用者負担額（保育料）は、入所児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額（住宅借入金控除、寄付金控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除等の税額控除を行う前の額）の合計額によって決定します。

3 歳児（クラス年令）以上のお子様に係る利用者負担額（保育料）は、無償（0 円）となります。

その他、利用者負担額（保育料）に関する詳細は、「保育認定の利用者負担額について」（本市HPに掲載）を、必ずご確認ください。

※過年度に遡っての利用者負担額（保育料）の変更（減免等）はできませんので、十分にご注意ください。

3歳児（クラス年令）以上のお子様に係る副食費（おかず代等）について

3歳児クラス以上のお子様については、副食費徴収免除対象者（※）を除き、副食費を施設にお支払いしていただく必要がありましたが、大東市では、すべてのお子様について、副食費のお支払いが原則不要となりました。

なお、主食費（お米代など）については、保護者負担となります。

※ 国が定める全国一律の基準である次のいずれかに該当するお子様のことをいいます。

なお、利用者負担額（保育料）と同様に、毎年4月、9月が切替時期となり、対象者には、市から通知を行います。

- ① 市町村民税所得割課税額の合計が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については77,101円未満の世帯）のお子様
- ② 第3子以降のお子様（認定こども園や保育所等を利用する兄弟の中で算定します。）

延長保育料について

支給認定証に記載されている保育必要量（標準時間又は短時間）により、延長保育料の発生する時間帯や料金が異なります。

詳しくは、入所される保育施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大東市 福祉・子ども部

こども家庭室 保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474